平成２６年１２月１５日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長　殿

大阪税関業務部
管理課長 大 谷　敦　志

ワシントン条約該当貨物の取扱いについて

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、「ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成 12 年３月 31 日蔵関第 253 号）」が改正され、ワシントン条約附属書Ⅲに該当する貨物については、本年 12 月 16 日から、特例輸入者及び認定通関業者に限り、非指定官署管轄区域内の保税地域に蔵置したまま本関への輸入申告が可能となります。この改正に伴う大阪税関における取扱いの変更点について、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【改正に伴う変更点】

特例輸入者又は認定通関業者は、ワシントン条約附属書Ⅲに該当する貨物について、税関の検査に支障がないと認められる場合には、一部の非指定官署※管轄区域の保税地域に蔵置したまま、大阪税関本関に輸入申告を行うことができることとします。

その他については、従前の取扱いからの変更はありません。南港出張所又は桜島出張所管轄区域の保税地域に蔵置されたワシントン条約該当貨物については、従前のとおり、全て本関に輸入申告を行って下さい。

※一部の非指定官署：伏木税関支署富山出張所、金沢税関支署七尾出張所、敦賀税関支署、舞鶴税関支署

以上

不明な点がございましたら、業務部通関総括第１部門（06-6576-3313）までお問い合わせ下さい。

財関第１２３３号
平成 26 年 12 月２日

（各）税関長　　殿
沖縄地区税関長　殿

関税局長　宮内　　豊

「ワシントン条約該当貨物の取扱いについて」の一部改正について

ワシントン条約該当貨物の輸入通関に係る取扱いを一部変更することに伴い、ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成 12 年３月 31 日蔵関第 253 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 12 月 16 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

ワシントン条約該当貨物の取扱いについての一部を次のように改正する。
　別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（別紙２）

新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成 12 年３月 31 日蔵関第 253 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ワシントン条約該当貨物の取扱いについて （省略） 記 １～３　（省略） ４　指定検査場 　ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 69 条に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。 　ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。 ⑴　本関 イ　（省略） ロ　（省略） ハ　税関の検査に支障がないと認められる場合においては、非指定官署構内及び非指定官署管轄区域内の保税地域（特例輸入者又は認定通関業者が、ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種に該当する貨物について、本関に輸入申告を行う場合に限る。） ⑵　（省略） ５　（省略） ６　非指定官署における輸入申告等の取扱い ワシントン条約該当貨物等が輸入申告等された場合は、次による。	ワシントン条約該当貨物の取扱いについて （同左） 記 １～３　（同左） ４　指定検査場 　ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 69 条に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。 　ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。 ⑴　本関 イ　（同左） ロ　（同左） （新規） ⑵　（同左） ５　（同左） ６　非指定官署における輸入申告等の取扱い ワシントン条約該当貨物等が輸入申告等された場合は、次による。

（別紙２）

新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成 12 年３月 31 日蔵関第 253 号)】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
⑴　輸入申告等の受理前に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることがインボイス及び輸出許可書等により明らかな場合には、指定官署に申告するよう指導し、前記４⑴ハの場合を除き、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。	⑴　輸入申告等の受理前に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることがインボイス及び輸出許可書等により明らかな場合には、指定官署に申告するよう指導し、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。
⑵　輸入申告等の受理後に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることが判明した場合の取扱いは、次による。	⑵　輸入申告等の受理後に当該貨物がワシントン条約該当貨物であることが判明した場合の取扱いは、次による。
イ　輸出許可書等の取得ができたときは、申告撤回の上、指定官署に再申告するよう指導し、前記４⑴ハの場合を除き、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。	イ　輸出許可書等の取得ができたときは、申告撤回の上、指定官署に再申告するよう指導し、指定官署の指定検査場等に保税運送させるものとする。
ロ　（省略）	ロ　（同左）
⑶　（省略）	⑶　（同左）
７～10　（省略）	７～10　（同左）